

福岡県公報

平成三十年十月二十三日
第四千三十七号
増刊
②

目次

条 例 (第五十六号)

○福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課) …………… 一

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(議会事務局議事課)

- 1 平成二十七年の国勢調査人口及び公職選挙法第十五条各項の規定等を踏まえ、総合的に検討した結果に基づき、福岡県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十六号

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 (昭和四十九年福岡県条例第五十三号) の一部を次のように改正する。
第一条中「八十六人」を「八十七人」に改める。
別表中

福岡市東区

四人

を

福岡市東区

五人

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された一般選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。